## ガラスびんの 「持続耐圧試験」に対応いたします

ガラスびんに充填された炭酸飲料水を輸入されている事業者様より、

「輸入通関手続きの際に持続耐圧試験の実施を確認されたのですが、試験は可能でしょうか?」

とのお問い合わせが最近増えております。

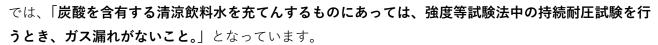
食品衛生法(昭和22年法律第233号)

食品,添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

第3 器具及び容器包装

E器具又は容器包装の用途別規格

- 2 清涼飲料水の容器包装
- (1) ガラス製容器包装の 2.a



試験方法は「容器包装に希硫酸(持続耐圧試験用)を内容積の 95%まで満たし、炭酸水素ナトリウムを希硫酸(持続耐圧試験用)100ml につき 1.5g の割合で 溶液に触れないように容器包装に入れ 密栓又は密封した後炭酸水素ナトリウムを完全に溶解させる。これを 45±2°Cに保った温水中に入れ、2 時間放置して、ガス漏れの有無を調べる」となっております。

ガラス製品試験センターでは密栓又は密封などの試験条件について ご依頼様とお打合せを実施し、確定させた上で、 食品衛生法に基づく持続耐圧試験を実施しております。

また、開封後の密栓又は密封が難しいガラスびんの 場合では、内容物が充填された状態で行える持続耐圧試験に類似した試験の ご提案も実施しております。



炭酸飲料水が充填されたガラスびんの「持続耐圧試験」でお困りの際は、ガラス製品試験センターに お問い合わせください。

お問合せはこちらまで → 一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン) http://www.mgsl.or.jp/

東京事業所 営業部 TEL:03-3829-2516

Email:info@mgsl.or.jp

大阪事業所 ガラス製品試験センター TEL:072-968-2227

Email: glass-osaka@mgsl.or.jp